

28愛給第180号
平成28年10月26日

愛知中部水道企業団
指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団
給水課長 小野田恵子
(公印省略)

既設引込管におけるポリエチレン一層管の取り扱いについて（依頼）

日頃は、本企業団の事業にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

本企業団では、配水管の布設替えに伴い既設引込管のポリエチレン一層管を二層管に入れ替えし、内面剥離による水道メータのつまり防止に努めております。

そこで、給水課におきましてもポリエチレン一層管で残存している既設引込管の把握と可能な範囲で二層管への入れ替えを進めたいと考えております。

つきましては、乙止水栓の取り替え及びサドル分水栓の再穿孔の際、既設引込管を確認していただき、ポリエチレン一層管であれば切断面を写真撮影の上、給水課まで報告してください。

また、再穿孔時に二層管への入れ替えを依頼することがありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、入れ替えに対しての費用については、本企業団が負担します。

適用年月日 平成28年11月1日施工分より

＊問い合わせ先
愛知中部水道企業団
給水課給水装置申請グループ
電話（0561）38-0030